

115 会員規定

第1条 目的

本規定は、特定非営利活動法人最終処分場技術システム研究協会の定款第6条に基づき、各種別の会員の権利・義務・特典等について定める。

第2条 正会員

定款第7条の入会規定に従い、この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体を正会員とし、特定非営利活動法人上の社員とする。

入会金、年会費は「入会金及び年会費規則」に従う。

個人会員および団体会員に所属する者は、当会のすべての活動に参画できる。

2. 個人会員

①個人名の活動とし、名簿、研究成果等において所属を基本表示しない。ただし、必要に応じて、所属を表記することを可能とする。

②個人会員の活動に、代理は認めない。

③個人会員の入会金及び年会費の減免措置

団体会員に所属する者、学識経験者とこれに準ずる者、研究会活動に顕著な実績がある者の個人会員入会については、理事会の承認を得て「入会金及び年会費規則」に定める入会金及び年会費の減免措置の対象とする。

年会費の減免措置を受ける個人会員が団体会員を退職し、処分場分野に係る非会員企業に移籍する場合、減免措置の対象となるには、改めて理事会の承認を得るものとする。この場合、移籍する非会員企業に対し、団体会員入会に努めるものとする。

第3条 賛助会員

この法人の事業を賛助する目的で入会した、原則として地方公共団体などの公的団体およびその常勤職員個人とする。

会活動及び研究等への参加資格はないが、別表に記す成果物等の受領及び各種イベントへの参加ができる。

第4条 特別会員

この法人に特別の功績があった個人及び団体を特別会員とする。

原則として理事長経験者とし、入会金及び年会費は免除する。

第5条 学術協力会員

この法人の事業を学術面から協力する個人であって、理事会で承認された者を学術協力会員とする。

原則として、大学、研究機関に所属する有識者とし、入会金及び年会費は免除する。

第6条 会員の権利等

会員種別ごとの権利・義務・特典を別表1に示す。

別表1

権利・義務・特典	正会員		賛助会員	特別会員	学術協力会員
	団体会員	個人会員			
総会への出席及び 議決権の行使	○	○	×	○	×
役員選挙権	○	○	×	○	×
役員被選挙権	○	○	×	○	×
会の活動及び 研究分科会への参加	○	○	×	○	○
研究発表会への参加	○	○	○	○	○
研究成果の受領及び 閲覧	○	○	○	○	○
会員のためのイベント	○	○	○	○	○
受託業務への参画	○	○	×	○	×
旅費・宿泊費の支給 ※会務・受託の場合	× ※○	× ※○	×	○	○

※会務とは当研究協会の業務遂行を言う。（例：APLAS 出張等）

第12条 改廃

この規定の改廃は運営委員会が起案し、理事会の承認を得る。

付則

この規程は2024年9月20日から施行する。

本規程の施行に伴い、個人会員規則を廃止する。

以上